

## 1.点検評価について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 27 条において、教育委員会は、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について毎年点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成して議会に提出するとともに、公表することが義務付けられています。

玉名市教育委員会では、外部評価委員会による点検及び評価を実施し、その結果をまとめましたので公表いたします。

## 2. 点検の対象

平成29年度に点検評価を行う事業は、平成28年度に玉名市教育委員会が実施した下記事業としました。

## 3. 平成28年度評価事業

1. 生涯学習推進事業
2. 博物館事業
3. 体育団体運営支援事業
4. 情報教育推進事業